					・連結2 明細書		<b>治額</b>	控除	≷限度	复超	連事年	業				•		法人	名	
	連	結	法	人	名		区			分				•	~	•				~
						発生	額又	は前	期繰起	越額	1	外						円	外	. 円
						当	期	控	除	額	2									
						翌	期	繰	越	額	3									
加						発生	額又	は前	期繰起	越額	4	外							外	
入						当	期	控	除	額	5									
等						꽢	期	繰	越	額	6									
						発生	額又	は前	期繰起	越額	7	外							外	
及						当	期	控	除	額	8									
び						꽢	期	繰	越	額	9									
離						発生	額又	は前	期繰起	越額	10	外							外	
脱						当	期	控	除	額	11									
						<del></del> 翌	期	繰	越	額	12									
等						発生	額又	は前	期繰起	越額	13	外							外	
以						当	期	控	除	額	14									
外						<del></del> 翌	期	繰	越	額	15									
						発生	額又	は前	期繰起	越額	16	外							外	
の						当	期	控	除	額	17									
連						쟆	期	繰	越	額	18									
結						発生	額又	は前	期繰起	越額	19	外							外	
法						当	期	控	除	額	20									
仏						쟆	期	繰	越	額	21									
人						発生	額又	は前	期繰起	越額	22	外							外	
			小	計		当	期	控	除	額	23									
						쟆	期	繰	越	額	24									
						事連	業 4	年 月事 第	ぎ 又	は度	25		•		$\sim$		•			~
加									<u>-                                    </u>		26	外						円	外	· 円
入						当	期	控	除	額	27									
等						翌	期	繰	越	額	28									
を						事連	業	年 月事 第	定 又	は度	29		•		$\sim$		•			~
し									<u>-                                    </u>		30	外						円	外	. 円
た						当	期	控	除	額	31									
連						캪	期	繰	越	額	32									
結法						発生	額又	は前	期繰起	越額	33	外							外	
人			小	計		当	期	控	除	額	34									
							期	繰	越	額	35									
						発生		は前 2)+(	期繰    33	越額	36	外							外	2
		合		計	当		控 3)+(	除 (34)	額	37										
		П			<del>22</del> 7.		繰 4)+(		額	38										
					(36)	の	累	積	額	39	1							1	)+2)	
		P	雅脱等を	とした	連結法丿	人の平	成22	2年度	5分繰	越中	小連	結注	人税	額控	除限	度超	過個	固別州	帚属	額に関する明細
	連	結	法	人	名		区			分					$\sim$					~
-						<b>弘</b> 从	安石 マフ	1/+ <del>**</del>	期繰	比好	40							円		
-						_			期樑   期繰		40							, ,		1 1
		<u></u> 合		=	<u></u>				期繰		41									
١.					1	エルエ	ᄱᅜᄉ	가스케티	771/174	2011円	14	1							1	

## 別表六の二(四)付表四の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9の2 第1項又は第5項《試験研究を行った場合の法人 税額の特別控除の特例》の規定により読み替えら れた同法第68条の9第7項《繰越中小連結法人税 額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除》の 規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、平成22年4月1日以後開始 する連結事業年度から使用します。

- 2 「発生額又は前期繰越額」の各欄には、前期のこの明細書のその連結法人に係る「翌期繰越額」の金額を移記します。
- 3 「発生額又は前期繰越額」の各欄の外書には、連 結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分 割を行った場合に、その分割型分割の日の前日を含 む事業年度において措置法第42条の4第7項(繰

越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除》の規定により法人税額から控除された金額を記載します。

4 当期控除額の各欄は、別表六の二(四)付表一の「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額 5」に記載がある場合には、「発生額又は前期繰越額」の金額を移記します。

別表六の二(四)付表一の「一部控除の場合」の各欄に記載がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額を記載します。

- (1) 最初の超過連結事業年度 別表六の二(四)付表一の「 $(8) \times \frac{(9)}{(0)}$  11」の金額
- (2) 最初の超過連結事業年度開始の日前の各連結 事業年度 別表六の二(四)付表一の「(12)×(13) 15」の金額